

社会福祉法人 健周福社会 行動計画

仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備することで、すべての職員が、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 1月 1日～令和 6年 3月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：ノー残業デーを設定、実施し、令和6年3月までに、所定外労働を令和元年度の50パーセントに削減する。

<対策>

- 令和 2年 1月～
 - ・所定外労働の現状の把握
 - ・週1回のノー残業デーの設定、実施
- 令和 2年 8月～
 - ・ノー残業デー実施状況の確認
 - ・部署毎の問題点の検討、職員への呼びかけ
- 令和 4年 4月～
 - ・ノー残業デーを週2回に増設

目標2：妊娠中や出産後の女性職員及び育児を行う男性職員に対し、相談窓口を設置し、産前産後休業・育児休業等の制度の周知や休業中の情報提供の体制を整備する。

<対策>

- 令和 2年 1月～
 - ・相談窓口担当者の選定、窓口の設置
 - ・提供情報内容の検討
 - ・情報提供の実施
 - ・休業対象となる職員への説明
 - ・職員への規程等の周知
- 令和 3年 4月～
 - ・休業中及び復帰後の職員からの聞き取り
 - ・制度、体制の改善の検討

目標3：出産・育児等による退職者の再雇用制度を整備する。

<対策>

- 令和 2年 1月～
 - ・制度の検討、立案
- 令和 2年 4月～
 - ・制度の導入、職員への周知
 - ・相談窓口の設置、対象職員との面談